

鹿児島県ふるさと認証食品審査・認証要領

1 目的

鹿児島県ふるさと認証食品（以下「認証食品」という。）の審査・認証を円滑に行うため、鹿児島県ふるさと認証食品制度要綱3の（4）に基づき「鹿児島県ふるさと認証食品審査・認証要領」を定める。

2 認証判定会議の設置

審査・認証機関は、「認証申請食品」の審査・認証のために、認証判定会議を設置し、会議の設置運営要領は別途定める。

3 認証の申請

「認証食品」の認証を受けようとする製造業者は、ふるさと認証食品認証申請書（別記様式第1号）に必要書類及び審査・認証手数料を添えて、鹿児島県ふるさと認証食品制度要綱に定める審査・認証機関に提出する。

4 審査

審査・認証機関は、製造業者から提出があった認証申請書に基づき、認証判定会議等において、次の審査を行う。

- （1）書類審査
- （2）製品分析（該当する品目のみ）
- （3）現地調査
- （4）その他

5 認証の決定

審査・認証機関は、4の審査により認証基準に適合すると認めるときは、ふるさと認証食品認証通知書（別記様式第2号）および認証証書（別記様式第3号）を交付する。

6 認証の表示

認証を受けた製造業者は、別に定める認証マークを認証食品の容器又は包装、ポスター、チラシ等に表示することができるものとし、認証マークの表示に要する経費は製造業者の負担とする。

ただし、食品の容器、包装以外に認証マークを表示する場合は、認証食品以外の商品が認証を受けているとの誤解を消費者に与えないように表示することとする。

7 認証の有効期間及び更新

認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

ただし、認証の更新を受けようとする製造業者は、当該認証の有効期間の満了する日の1か月前までに、ふるさと認証食品認証更新申請書（別記様式第1号）に必要書類及び審査・認証手数料を添えて、審査・認証機関に提出する。

更新の認証に係る取扱いは、新規の認証と同様の扱いとする。

更新される認証の有効期間は、従前の有効期間の満了する日の翌日から3年間とする。審査・認証機関は、更新を認めるときは、ふるさと認証食品認証更新通知書（別記様式第2号）及び認証証書（別記様式第3号）を交付するものとする。

8 変更の届出

認証を受けた製造業者は、次のいずれかに該当するときは、ふるさと認証食品認証申請事項変更届出書（別記様式第4号）により、速やかに審査・認証機関に届けなければならない。報告を受けた審査・認証機関は、様式第4号の写しを添えて、知事に報告する。

- (1) 申請者の氏名又は名称を変更したとき
- (2) 認証食品の製造所等の名称又は所在地を変更したとき
- (3) その他申請書記載事項等（商品名等）に変更があったとき

9 廃止

認証を受けた製造業者は、認証食品の製造又は販売を中止したときは、ふるさと認証食品廃止届出書（別記様式第5号）により、速やかに審査・認証機関に届けなければならない。報告を受けた審査・認証機関は、様式第5号の写しを添えて、知事に報告する。

10 実績報告

認証を受けた製造業者は、毎年度の認証食品の生産及び販売実績をふるさと認証食品生産・販売実績報告書（別記様式第6号）により、翌年度の4月末日までに審査・認証機関へ報告するものとする。

報告を受けた審査・認証機関は、様式6号の写しを添えて、知事に報告する。

11 認証の報告

審査・認証機関は、認証の決定（新規・更新）を行った時は、ふるさと認証食品認証（更新）通知書（別記様式第2号）の写しを添えて、知事に報告する。

12 その他

この要領に定めのない事項については、別に知事が定める。

附 則

1 この要領は、平成18年2月10日から適用する。

2 一部改正 平成22年8月2日から適用する。

3 一部改正 平成22年8月26日から適用する。

附則2の適用以前に認証を受けた食品については、項目5及び7にかかわらず、認証証書の交付を希望する場合は、審査・認証機関の判断により交付できるものとする。

4 一部改正 令和元年5月14日から適用する。

5 一部改正 令和5年4月1日から適用する。